

# 介護・障害福祉分野におけるサービス事業者の合併、事業譲渡等

厚生労働省 社会・援護局、老健局、障害保健福祉部

# 介護・障害福祉分野におけるサービス事業者 の経営状況について

(注) 介護・障害福祉分野では経営状況等について事業所単位で把握しており、法人単位では把握していない。

# 介護分野におけるサービス事業者（社会福祉法人を含む）の経営状況

平成30年度から令和4年度までの介護事業所数、主なサービス種別ごとの収支差率及び収支差率がマイナスの事業所割合は以下の通り。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護事業所数	220,486	223,533	228,808	233,370	237,344

(出所) 「介護給付費等実態統計」(各年11月審査分(請求遅れ分を含む))

(注) ここでいう介護事業所とは、請求事業所を指す。請求事業所数は指定・基準該当等の区分が可能なものについて集計している。

サービスの種類		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算
介護老人福祉施設	収支差率(%)	1.8%	1.6%	1.2%	1.2%	▲1.0%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	41.3%	43.7%	44.9%	44.4%	55.6%
介護老人保健施設	収支差率(%)	3.6%	2.4%	2.1%	1.5%	▲1.1%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	36.5%	35.6%	41.6%	42.1%	52.9%
訪問介護	収支差率(%)	4.5%	2.6%	6.3%	5.8%	7.8%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	40.4%	43.5%	40.2%	39.6%	36.1%
通所介護	収支差率(%)	3.3%	3.2%	3.2%	0.7%	1.5%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	43.2%	40.4%	43.6%	47.4%	51.5%

(出所) 令和元年度・令和4年度介護事業経営概況調査、令和2年度・令和5年度介護事業経営事態調査

(注) 収支差率は税引き前、コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含まないもの

# 障害福祉分野におけるサービス事業者（社会福祉法人を含む）の経営状況

平成30年度から令和4年度までの障害福祉サービス事業所数、主なサービス種別ごとの収支差率及び収支差率がマイナスの事業所割合は以下の通り。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害福祉サービス事業所数	82,547	85,538	88,187	92,182	96,252

(出所) 国保連データ（各年10月サービス提供分）

サービスの種類		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算
施設入所支援	収支差率(%)	4.6%	6.3%	2.7%	4.7%	7.1%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	50.3%	23.9%	29.9%	33.0%	28.9%
就労継続支援B型	収支差率(%)	4.8%	6.0%	4.4%	4.6%	5.2%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	50.6%	36.2%	39.3%	41.2%	43.3%
居宅介護	収支差率(%)	4.4%	5.3%	8.4%	8.3%	6.9%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	35.7%	28.2%	25.8%	23.8%	36.5%
生活介護	収支差率(%)	6.8%	8.9%	8.2%	8.3%	8.3%
	収支差率がマイナスの事業所割合(%)	40.4%	24.9%	23.6%	24.5%	33.1%

(出所) 令和元年・令和4年障害福祉サービス等経営概況調査、令和2年・令和5年障害福祉サービス等経営実態調査（一部特別集計）

(注) 令和2年度～令和4年度の収支差率は、コロナ関連補助金及び物価高騰対策関連補助金を含まないもの

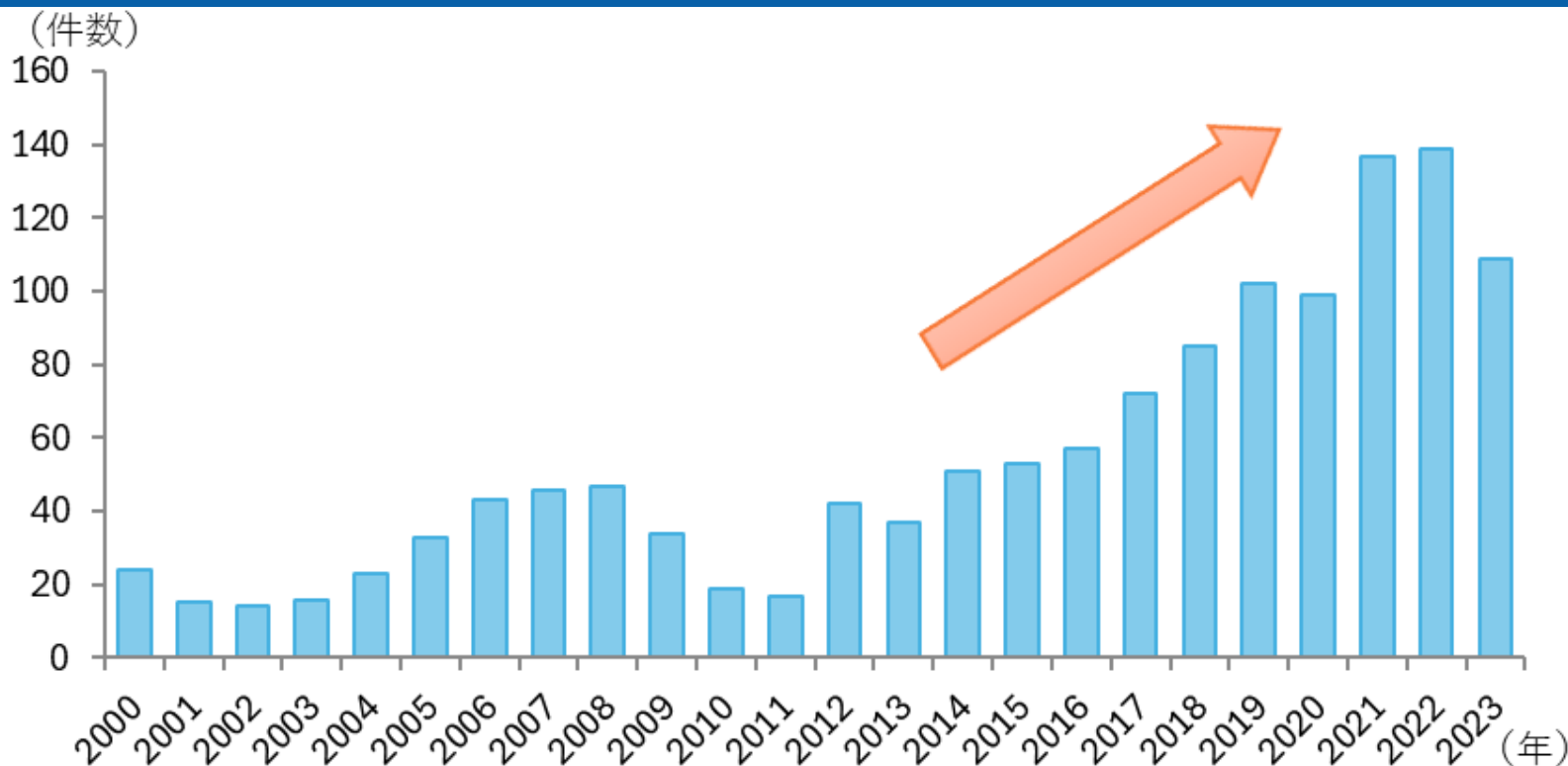
# 介護分野におけるサービス事業者の合併、事業譲渡等の実施状況について (目的・課題・事例等)

(注) 障害福祉分野においては、現時点で合併・事業譲渡等の実施状況については把握していないが、本資料で説明する課題等は介護分野と同様と考えられる。

# 介護分野におけるサービス事業者（社会福祉法人を含む）の合併、事業譲渡等の実施状況

- 事業者の合併・事業譲渡等は、会社法等に基づく法人同士の個別契約の類型であり、社会福祉法人同士の合併等を除き、個別の法令で認可等に係らしめていないため、その総数及び実態を正確に把握することはできない。
- 民間の調査によれば、介護ビジネス分野のM&Aは増加傾向と報告されている。
- 介護サービス事業所の大規模化（合併（新設・吸収）、事業譲渡等、多角化を含む。）・協働化（法人間連携）については調査事業を実施。

## 介護業界のM&A件数の推移



(注) 発表日ベース。グループ内M&Aを除く。

(出所) 日経テレコン（元データはレコフデータ）より大和総研作成

※1（出典）大和総研レポート「M&A 動向に見る介護ビジネスの将来性」（2019年6月3日）  
石橋未来 [20190603\\_020825.pdf \(menlosecurity.com\)](https://www.menlosecurity.com/20190603_020825.pdf)、グラフは最新版を大和総研が供与

※2 訪問介護、通所介護などの介護サービス、有料老人ホーム運営の他、介護支援ロボット開発、介護用品製造、介護施設向け食品を含む

## 介護サービス事業所の経営の大規模化（アンケート調査）

大規模法人（※1）を対象としたアンケート調査によれば、事業展開（合併（新設・吸収）、事業譲渡等、多角化を含む）・法人間連携を実施した目的は、「地域のニーズへの対応」が最も多く、「職員の採用強化」、「ITツール等の導入」、「災害等非常時の対応」、「財務面の強化」が続いた。

【事業展開・法人間連携※2を実施した目的（複数回答）】 n=41



※1 介護福祉施設を1事業所以上含む10億円以上の事業活動収入があり、複数サービスを提供する法人。  
 ※2 本調査において「事業展開」とは、合併（新設・吸収）、事業譲渡等、多角化のうち1つ以上を行うことをいう。多角化には、自法人内で新たな介護保険サービスや介護保険外事業を追加した場合を指す。「法人間連携」とは、複数の法人間で協力関係を構築することをいい、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が含まれる。

# 介護分野におけるサービス事業者の合併、事業譲渡等における取組及び課題

## 介護サービス事業所の経営の大規模化（インタビュー調査）

### 大規模化（事業展開）の経緯

### 大規模化により得られた成果

**社会福祉法人  
小田原福祉会**  
(40事業所)

- ・自治体の介護保険事業計画の公募にエントリーして採択され、小多機・地域密着型特養を設置。その後も依頼に応じて地域包括支援センターを開設する等して事業を拡大。



- ・中央集権型組織から現場への権限移譲を意図した「アメーバ経営」を導入、現場の若いリーダーが当事者意識を持つことにつながった。
- ・新卒内定者向けの初任者研修の実施、チューター制の導入などの教育体系の整備により、離職率が低下。

**社会福祉法人  
九十九里ホーム**  
(11事業所)

- ・隣町からサービス事業所設置依頼を受け、土地提供を条件に施設を設置するなど、都度発生する地域関連施設からのニーズに応じて大規模化。



- ・法人内の複数の施設で有資格者を確保できるため、一時的な人員減少の際も融通が利くようになった。
- ・小規模の場合、ある事業の赤字が続くと閉じるしかなかったが、大規模になり、一部が赤字でも全体として捉えることができるようになった。

**社会福祉法人  
北筑前福祉会**  
(24事業所)

- ・自宅での入浴が困難な高齢者がいるとの要望を受け、デイサービス事業を開始するなど、住民の困りごとや要望に答える形で事業を拡大。



- ・緊急時などに法人内での職員や物資、車両などの融通が利きやすくなった。
- ・事業拡大により、利用者の様々なニーズや困りごとに責任をもって対応できるようになった。
- ・法人全体で食材を一括仕入れをすることで、年間1000万円程度違いが出た。

※令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成

### 大規模化の課題

#### <人事制度・教育体制>

大規模化の課題としては、人財確保や教育体制を整備することがどの法人でも指摘された。小規模な組織から大規模化したために、組織内の制度的な問題が顕在化したことも報告された。例えば職員の退職金制度が施設ごとに異なっていることから、施設間のバランスをとることが難しいことなどであり、こうした点には留意する必要がある。また、教育体制が追い付かず、事業所の管理を任せられる人財が不足するなど、事業を展開することにより新たな課題が露呈している。



## 介護サービス事業所の経営の協働化の事例（インタビュー調査）

協働化の好事例では、平成29年の社会福祉法改正により社会福祉法人の役割に「地域における公益的な取組」が位置づけられたこと等を契機とした連携が行われていた。協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が得られている。

### 協働化（法人間連携）の経緯

### 協働化により得られた成果

#### 妻有地域包括ケア 研究会

（12法人・88拠点・164事業所）

- 新潟県地域振興局健康福祉部より提案があり、設立準備委員会を立ち上げて開設。

- 人財育成の協働化により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- 備品の共同購入によりボリュームディスカウントを受けることができた。

#### 一般社団法人福智町 社会福祉連携協議会

（24法人・52事業所）

- 平成29年の社会福祉法の改正を契機として、社会福祉協議会が推進役を担い、平成28年6月に福智町社会福祉法人公益活動連携協議会を設立。
- 令和3年4月に法人化。

- 合同での人財募集のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。また、合同研修により講師費用等を抑えることができた。
- マスクや抗原検査キットなどの共同購入を実施。また、電力会社と交渉し大規模特約割引契約に至った。

#### やまがの介護 協働推進ネットワーク

（10法人・10事業所）

- 介護崩壊の危機感を契機として、生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり、連携を実施。

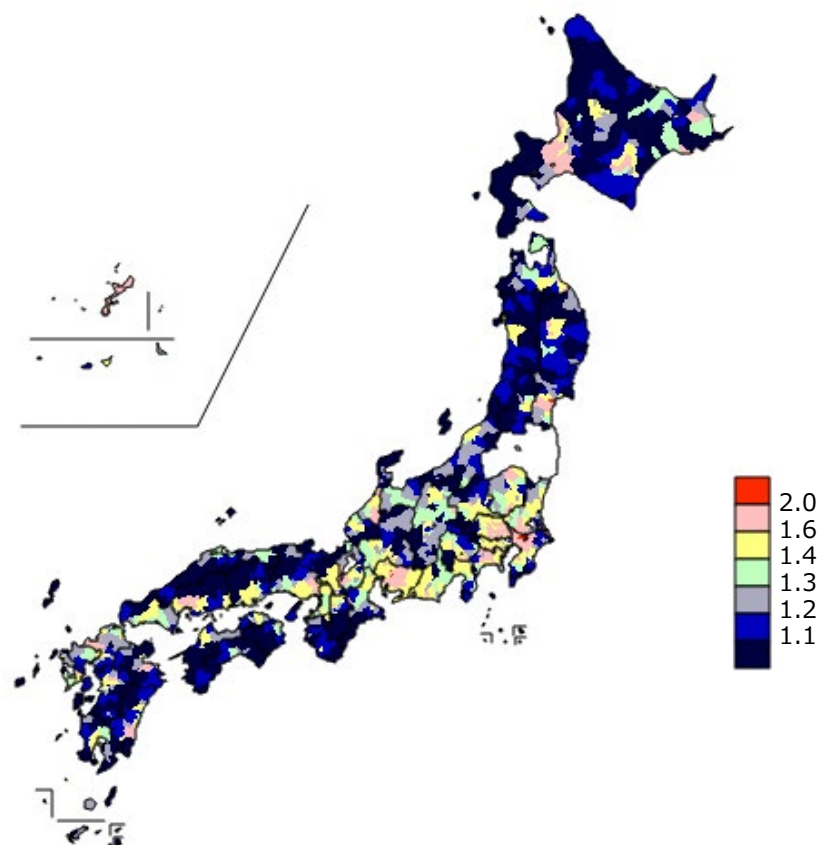
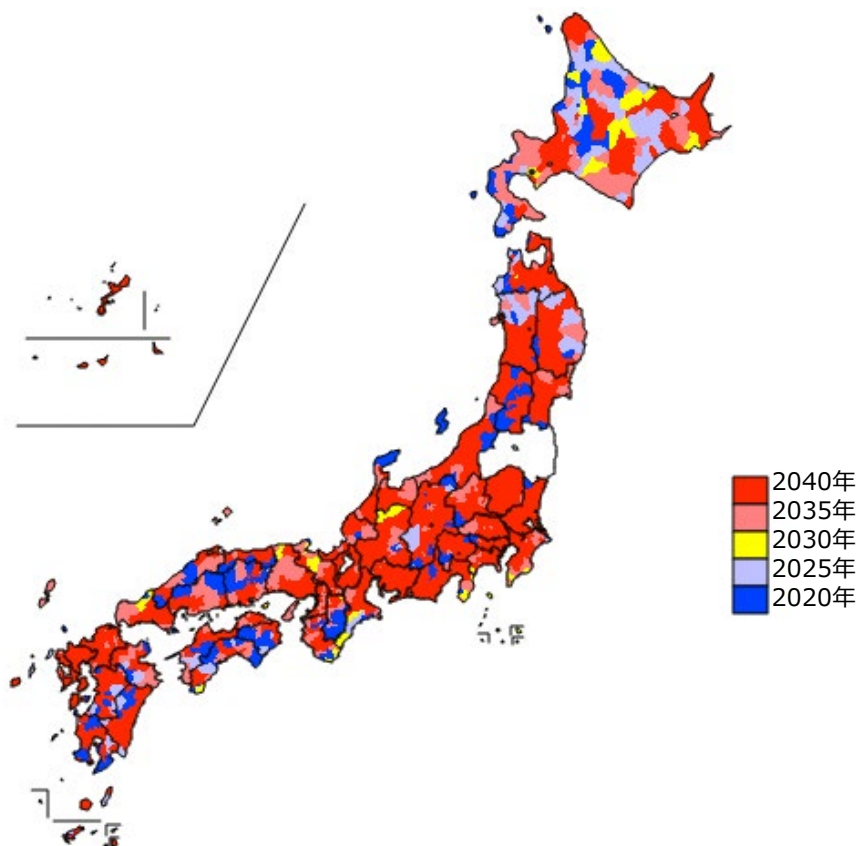
- 地域住民と施設職員との共同研修を実施。
- 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、職員確保に務めている。

# 保険者別の介護サービス利用者数の見込み

- 各保険者（福島県内の保険者を除く）における、2040年までの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じた保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多い。
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2020年の利用者数との比（増加率）をみると、ほとんど増加しない保険者がある一方、2倍超となる保険者も存在する。

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年】

【保険者別 2040年までの間にサービス利用者数が最も多い年の利用者数の増加率】



※ 2020年度介護保険事業状況報告（厚生労働省）、2019年度介護給付費等実態調査（厚生労働省・老健局特別集計）から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、当該利用率に推計人口（日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）を乗じて、2020年以降5年毎に2040年までの保険者別の推計利用者数を作成（推計人口が算出されていない福島県内の保険者を除く）。

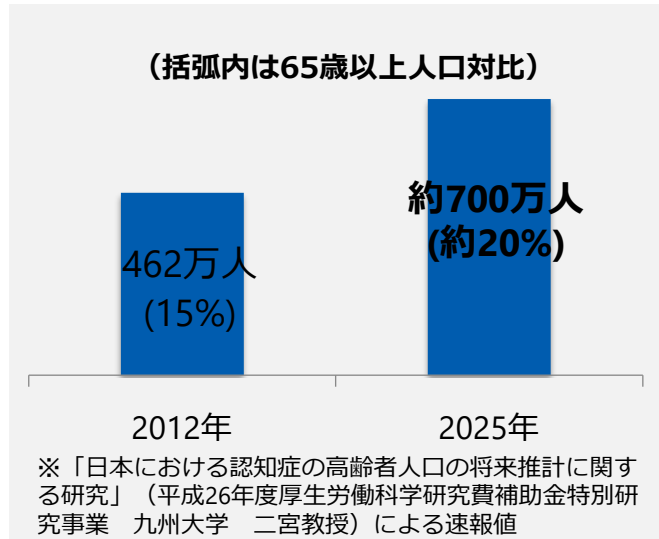
# 今後の介護保険をとりまく状況

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測（3,935万人）。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

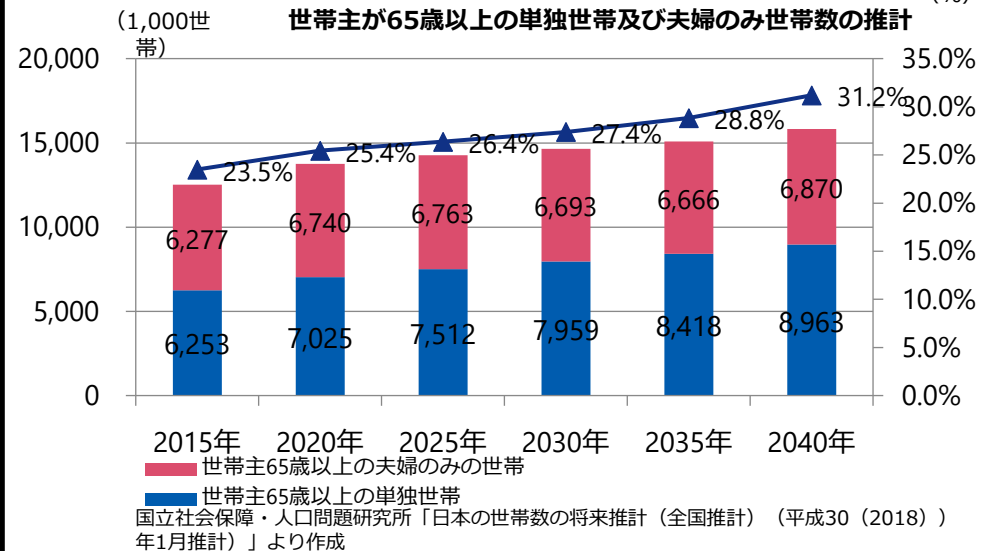
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口（割合）	3,387万人（26.6%）	3,619万人（28.9%）	3,677万人（30.0%）	3,704万人（38.0%）
75歳以上高齢者人口（割合）	1,632万人（12.8%）	1,872万人（14.9%）	2,180万人（17.8%）	2,446万人（25.1%）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）（平成29(2017)年4月推計）」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の（ ）内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(17)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ( )は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

# 介護分野等における社会福祉法人の経営状況 について

## 分野別の社会福祉法人数、推移について

- 令和4年度決算において、所轄庁に現況報告書等の届出を行った20,707法人のうち、児童関係事業を実施している法人（42.7%）が最も多く、次いで、高齢関係事業（32.3%）、障害関係事業（17.0%）、その他（8.0%）と続いている。
- 分野別にみると、児童関係事業を実施している法人が最も多く、その割合も増加傾向にある。

### <分野別の法人数の推移（直近5か年度分）>

（単位：上段(法人)、下段(%)）

	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算
高齢関係事業	6,687 (33.0%)	6,727 (32.8%)	6,737 (32.6%)	6,736 (32.6%)	6,706 (32.3%)
障害関係事業	3,419 (16.9%)	3,457 (16.8%)	3,486 (16.9%)	3,502 (16.9%)	3,511 (17.0%)
児童関係事業	8,566 (42.2%)	8,697 (42.4%)	8,779 (42.5%)	8,788 (42.5%)	8,838 (42.7%)
その他	1,604 (7.9%)	1,652 (8.0%)	1,653 (8.0%)	1,644 (8.0%)	1,652 (8.0%)
合計	20,276 (100.0%)	20,533 (100.0%)	20,655 (100.0%)	20,670 (100.0%)	20,707 (100.0%)

（※）サービス活動収益が最も大きい事業を法人全体で判定し、区分している。

（出所）（独）福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果」

# 社会福祉法人の経営状況について

- 令和4年度決算におけるサービス活動増減差額率は1.54%となっている。
- 令和4年度決算におけるサービス活動増減差額が「0」以下の法人割合は43.8%となっている。

## <社会福祉法人のサービス活動増減差額率、サービス活動増減差額「0」以下の法人数の推移>

	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算
サービス活動増減差額率 (%)	2.31%	2.09%	2.80%	2.60%	1.54%
サービス活動増減差額 「0」以下の法人数(%)	7,427法人 (38.4%)	7,369法人 (37.7%)	6,640法人 (33.8%)	7,623法人 (39.0%)	8,566法人 (43.8%)
(参考) 法人総数(法人)	19,347法人	19,523法人	19,663法人	19,551法人	19,571法人

(※) サービス活動増減差額率は、サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合（サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)）を表す。

(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果」

# 介護分野等における社会福祉法人の合併、事業譲渡等の実施状況について



# 社会福祉法人制度の創設経緯と役割について

## 創設経緯

(参考) 社会福祉法令研究会『新版 社会福祉法の解説』中央法規

- 社会福祉事業については、戦後、慈善的なものから公共性をもつものとして近代化が進められ、行政による事業整備が行われた。他方で、行政による事業内容は画一的であることから、
  - ①民間社会福祉事業の経営は、その**自主性や創意工夫が本来重視されるべき**であること、
  - ②個人の尊厳を保持し、公共の福祉を増進するという趣旨の下で経営されるべき**公共性の高い事業**であることという2つの観点を考慮して、社会的な信用力を担保できる特別な法人として「社会福祉法人」という法人類型が創設された。社員という概念がなく、**寄付により取得した財産を基礎に事業展開を行うなど高い公益性**を有し、その特徴に鑑み、法令に基づく規制や監督を受けながら、税制等の優遇措置が講じられてきた。

## 役割の変遷等

- 特に、介護保険制度の創設等により福祉サービスが利用者と事業者との契約により提供されることが基本になると、
  - ・福祉サービスの利用者から選択されるためには、**提供するサービスの質を確保しつつ、事業運営の効率性を確保する必要があり、自主的に経営基盤を強化していく積極的な姿勢**が求められるようになった
  - ・地域福祉の推進が社会的に強く要請されているなかで、**地域における福祉需要にきめ細かく応えられるサービス供給主体の必要性が増大**してきた
  - ・**「制度の狭間に落ちてしまった人々」に対する柔軟な支援**が課題として認識されるようになったこと等から、法人経営の活発化に必要な規制緩和や事業運営の透明性の確保等の見直しを行った（平成12年改正）。
- 「地域における公益的な取組」としての福祉サービスを無料または低額な料金で実施する責務が明記された際も、行政が主体となって実施する事業等を単に代替させることはあってはならず、**法人が新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、課題解決力の向上**が図られることが期待された（平成28年改正）。その後、合併・事業譲渡等に加えて、**福祉サービス事業者間が連携し、複雑化する地域の課題に対応と経営の基盤強化**を図ることを目的とした社会福祉連携推進法人制度が創設されている（令和2年改正）。
- このように、他国に先駆けて急速な高齢化に直面した我が国において作り上げてきた介護・福祉システムの中で、社会福祉法人は、制度創設時の趣旨を踏まえつつも、時代の要請にあった累次の見直しを行い、欠かすことのできない社会福祉事業等の主たる担い手として、我が国の社会福祉を支えている。



# 社会福祉法人の合併の実施状況について

- 社会福祉法人の合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。
- 合併の目的を明確化するために、①法人の理念・経営戦略に沿うか、②地域福祉の維持・発展へ寄与するか、③地域住民の抱える地域生活課題に対応するものかについて整理することが必要である。
- アンケート調査の結果では、合併の目的は「財務状況の安定のため（62.1%）」との回答割合が最も大きく、次いで「人材確保、育成のため（48.3%）」、「地域ニーズに対応するため」（19.0%）の順であった。

【合併認可件数（年度別）】

	H30	H31・R1	R2	R3	R4
件数	12	20	13	17	15

※出典：福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

【合併の目的（複数回答）】

	件数	割合
人材確保、育成のため	28	48.3
後継者不足のため	9	15.5
財務状況の安定のため	36	62.1
将来の投資（再投資）に備えるため	4	6.9
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	7	12.1
事業の規模の拡大のため	7	12.1
法人の救済のため	9	15.5
利用者保護のため	3	5.2
利用者を増やすため	4	6.9
地域ニーズに対応するため	11	19.0
経営上の都合により、関係法人（いわゆるグループ法人）内で合併した	9	15.5
その他	9	15.5
回答数	58	

※出典：厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書 合併を認可した所轄庁に対するアンケート結果より

# 社会福祉法人の事業譲渡等の実施状況について

- 令和4年度において、サンプル所轄庁（※）が所管する9,967法人に対して、事業譲渡等にかかる認可又は届出件数は56件であった。  
※調査した都道府県・指定都市・中核市のうち回答があった111所轄庁（全体の約86%が回答）。
- 事業譲渡等の目的を明確化するために、①法人の理念・経営戦略に沿うか、②地域福祉の維持・発展へ寄与するか、③地域住民の抱える地域生活課題に対応するものかについて整理することが必要である。
- アンケート調査の結果では、譲渡した目的は、「財務状態の改善のため（31.8%）」の回答割合が最も大きく、次いで「事業集中のため（27.3%）」、「人材不足のため（22.7%）」、「事業規模の縮小のため（22.7%）」の順であった。譲受した目的は、「その他」を除くと、「地域ニーズに対応するため（29.4%）」の回答割合が最も大きく、次いで「事業の規模の拡大のため（20.6%）」、「事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため（17.6%）」の順であった。

【所轄庁にて事業譲渡又は譲受のために認可した又は届出を受けた件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①回答があった所轄庁の事業譲渡等にかかる認可又は届出件数（令和元年度～3年度は推計値）	34.3件	31.1件	32.5件	56件
②回答があった所轄庁の所管法人数（全数）	9,788法人	9,858法人	9,928法人	9,967法人
（参考）認可・届出発生割合 ①÷②	0.4%	0.3%	0.3%	0.6%

※ 事業譲渡又は譲受のための認可又は届出は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業の種類の追加又は削除並びに基本財産の追加又は減少に伴う定款変更の認可・届出等を指す。行政機関からの譲受を含む。

【譲渡した目的（複数回答）】

譲渡した目的	件数	割合
人材不足のため	5	22.7
後継者不足のため	1	4.5
財務状態の改善のため	7	31.8
事業の集中のため	6	27.3
事業規模の縮小のため	5	22.7
利用者保護のため	2	9.1
その他	3	13.6
回答数	22	—

【譲受した目的（複数回答）】

譲受した目的	件数	割合
人材の確保、育成のため	2	5.9
財務状態の安定のため	1	2.9
将来の投資（再投資）に備えるため	0	0.0
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	6	17.6
事業の規模の拡大のため	7	20.6
利用者を増やすため	2	5.9
地域ニーズに対応するため	10	29.4
救済のため（法人経営の安定のため）	2	5.9
救済のため（利用者保護のため）	3	8.8
その他	11	32.4
回答数	34	—

※出典：厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書 所轄庁に対するアンケート結果より

# 社会福祉法人の事業譲渡等の実施状況について

- 事業譲渡等の具体的な事例を見ると、相手先の法人の種類については、社会福祉法人同士の譲渡、譲受の件数が最も多い。
- また、事業の種類を見ると、譲渡では第二種社会福祉事業（高齢者福祉）、譲受では公益事業が多い。

【事業譲渡等の相手先法人種類別、譲渡件数・譲受件数】

	譲渡	譲受
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	13	14
医療法人	1	1
一般社団法人、一般財団法人	0	1
NPO 法人	1	2
行政	0	7
社会福祉協議会	2	1
営利法人	5	7
その他	0	1
合計	22	34

【事業譲渡等の事業種類別、譲渡件数・譲受件数】

	譲渡	譲受
第一種社会福祉事業（高齢者福祉）	5	3
第一種社会福祉事業（障害者福祉）	0	1
第二種社会福祉事業（高齢者福祉）	10	14
第二種社会福祉事業（障害者福祉）	5	6
第二種社会福祉事業（児童福祉）	3	8
第二種社会福祉事業（5-7 以外）	1	3
公益事業	1	13
収益事業	0	2

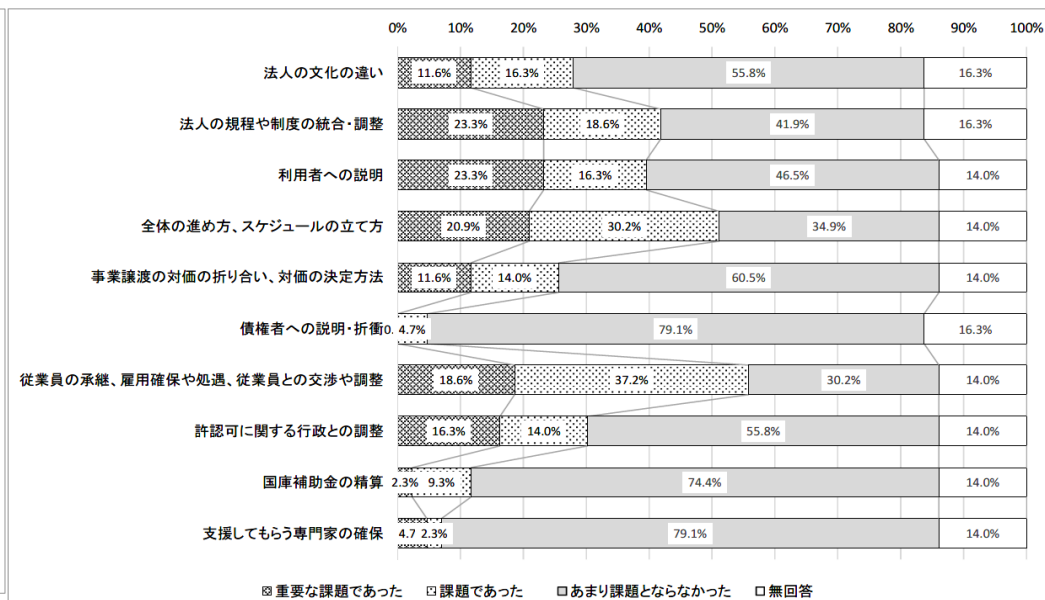
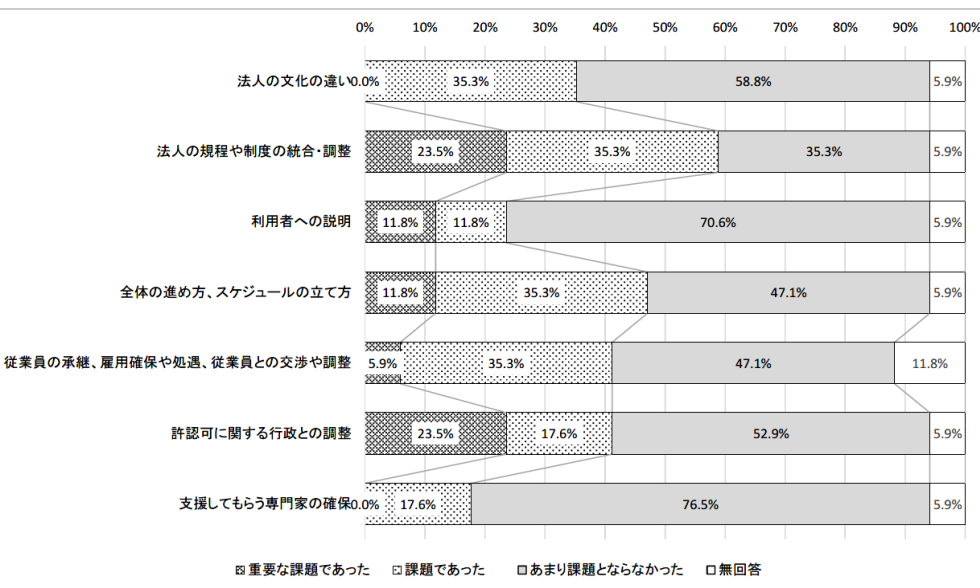
※出典：厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書 所轄庁に対するアンケート結果より

# 社会福祉法人の合併・事業譲渡等における課題等について

- 合併における課題は、「法人の規定や制度の統合・調整」が最も多い。事業譲渡等における課題は、「従業員の承継、雇用確保や処遇、従業員との交渉や調整」が最も多い。
- これらの課題解決のための取組として、行政支援の活用、専門家（弁護士、司法書士、公認会計士等）の活用、相手法人との頻繁な調整会議の実施、課題解決のために準備室の設置や担当職員の配置、従業員との継続的な話し合いが行われている。
- 「許認可に関する行政との調整」については、合併、事業譲渡等のいずれにおいても、半数以上が「あまり課題とならなかった」としている。一方で、合併で約4割、事業譲渡で約3割が「重要な課題であった」、「課題であった」としている。

【合併における困難さや課題（複数回答可、n=17）】

【事業譲渡等における困難さや課題（複数回答可、n=43）】



※出典：厚生労働省令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」社会福祉法人に対するアンケート調査結果より

# 介護・障害福祉分野におけるサービス事業者 の合併、事業譲渡等に向けた取組について

(注) 介護保険法・老人福祉法・障害者総合支援法においては、合併等に特有の規制・手続は規定しておらず、指定の新規申請のみを求めています。

# 介護分野におけるサービス事業者の合併、事業譲渡等に向けた取組

令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業報告書」で得られた介護事業所の大規模化・協働化の事例を事例集としてまとめ、周知を行っている。

令和3年度 老人保健健康増進等事業

## 介護経営の 大規模化・協働化に関する 調査研究事業

### 事例集

令和4年3月

MS&ADインターリスク総研株式会社

## 目次

はじめに	2
事例集の用語と略称	4
大規模化 事業者インタビューの概要	5
協働化 事業者インタビューの概要	6
<b>大規模化</b>	7
社会福祉法人 小田原福祉会	7
社会福祉法人 九十九里ホーム	10
社会福祉法人 北筑前福祉会	13
<b>協働化</b>	17
妻有地域包括ケア研究会	17
一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会	21
やまがの介護協働推進ネットワーク	25

# 社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン等について

- 希望する法人が合併・事業譲渡等に円滑に取り組めるよう、令和2年9月に、経営者向け「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」と実務担当者向け「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」」を策定し周知しており、令和6年5月の所轄庁担当者会議においても周知する予定。

## 【社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要】

事業展開の基本的な考え方	
事業展開の基本的な考え方、事業展開の種類	
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき。事業展開の種類は、法人間連携、合併、事業譲渡等。	

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点		
合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人所轄庁等への事前相談</li> <li>○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進</li> <li>○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談</li> </ul>		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き</li> <li>○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き</li> <li>○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成</li> <li>○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づき手続きにより規定された基準を厳守</li> <li>○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施</li> <li>○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意</li> <li>○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討</li> <li>○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討</li> <li>○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務）</li> <li>○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）</li> </ul>



# 介護分野におけるサービス事業者の合併等に向けた取組

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針において、経営の協働化・大規模化が人材や資源を有効に活用するための有効な手段の一つである旨を各都道府県及び市区町村にお示ししている。

## ○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (厚生労働省告示第十八号)令和六年一月十九日（抄）

### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等  
(略)介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つである。

### 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項  
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等  
(略)介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要である。

### 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

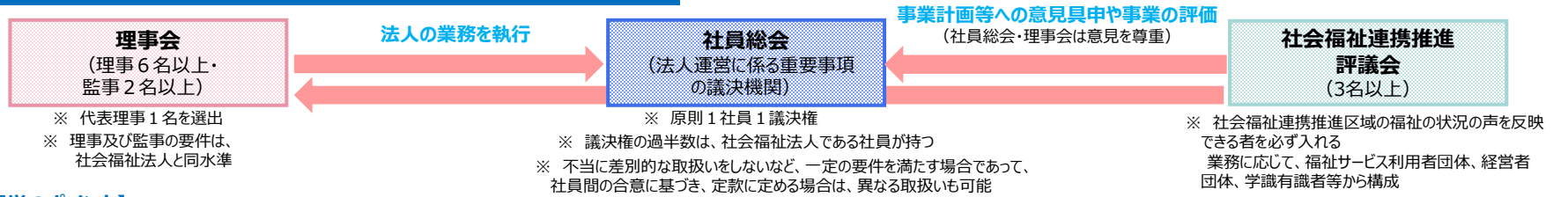
三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項  
3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等  
(略)介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要である。



# 社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



### 【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施 (以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可 (**社会福祉事業や同様の事業は実施不可**)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営 (業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可** (業務を遂行するための財産の保有も可)

①地域福祉支援業務	②災害時支援業務	③経営支援業務	④貸付業務	⑤人材確保等業務	⑥物資等供給業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献事業の企画・立案</li> <li>・地域ニーズ調査の実施</li> <li>・事業実施に向けたノウハウ提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急物資の備蓄・提供</li> <li>・被災施設利用者の移送</li> <li>・避難訓練</li> <li>・BCP策定支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営コンサルティング</li> <li>・財務状況の分析・助言</li> <li>・事務処理代行 等</li> </ul> <p>※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け</li> </ul> <p>※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用・募集の共同実施</li> <li>・人事交流の調整</li> <li>・研修の共同実施</li> <li>・現場実習等の調整 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつやマスク等の物資の一括調達</li> <li>・給食の供給 等</li> </ul>

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

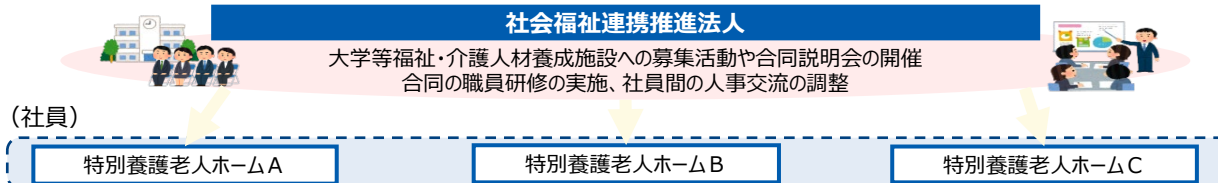
社会福祉事業を  
経営する法人

社会福祉を目的  
とする公益事業を  
経営する法人

社会福祉事業等に従事  
する者の養成機関を  
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

### 【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)

認定・指導監督

# 社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年3月26日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**21法人**（※）。

（※）令和6年3月26日認定の法人について、令和6年4月24日に報告があり追加。

## 法人名

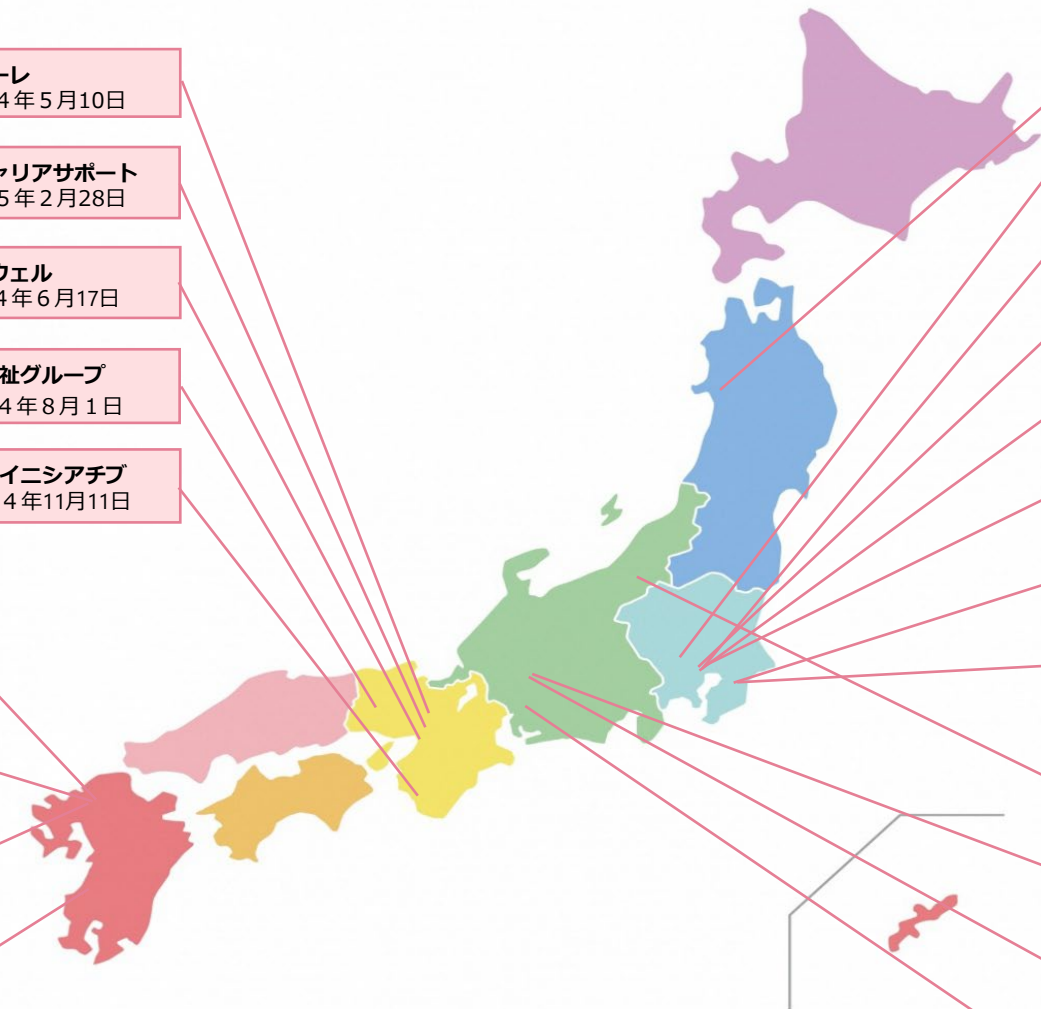
（丸数字は設立順）

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

- ① **リガーレ**  
1. 京都府 2. 令和4年5月10日
- ⑪ **きょうと福祉キャリアサポート**  
1. 京都府 2. 令和5年2月28日
- ② **リゾムウェル**  
1. 大阪府 2. 令和4年6月17日
- ③ **日の出医療福祉グループ**  
1. 兵庫県 2. 令和4年8月1日
- ⑥ **あたらしい保育イニシアチブ**  
1. 和歌山県 2. 令和4年11月11日

- ⑩ **福岡親和会**  
1. 福岡県 2. 令和5年2月3日
- ⑦ **みらいグループ**  
1. 福岡県 2. 令和5年7月11日
- ⑬ **幸輪ホールディングス**  
1. 福岡県筑後市 2. 令和5年4月1日
- ⑮ **ジョイント&リップル**  
1. 熊本県熊本市 2. 令和5年5月9日

- ⑱ **秋田圏域社会福祉連携推進会**  
1. 秋田県 2. 令和5年8月2日
- ⑫ **さくらグループ**  
1. 埼玉県 2. 令和5年3月27日
- ⑤ **一戸共栄会**  
1. 東京都 2. 令和4年11月4日
- ⑦ **青海波グループ**  
1. 東京都 2. 令和4年12月8日
- ⑨ **園経営支援協会**  
1. 東京都 2. 令和5年1月30日
- ⑳ **大和会**  
1. 東京都 2. 令和6年3月26日
- ④ **光る福祉**  
1. 千葉県 2. 令和4年10月13日
- ㉑ **キッズファースト**  
1. 千葉県千葉市 2. 令和5年10月1日
- ⑭ **乳幼児教育ユニティ**  
1. 新潟県 2. 令和5年4月3日
- ⑧ **黎明**  
1. 岐阜県 2. 令和5年1月27日
- ⑯ **共創福祉ひだ**  
1. 岐阜県飛騨市 2. 令和5年6月29日
- ⑲ **となりの**  
1. 愛知県 2. 令和5年9月19日



令和5年度補正予算 75百万円

# 施策名： 社会福祉法人の生産性向上に対する支援

## ① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上（職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など）を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

## ② 対策の柱との関係

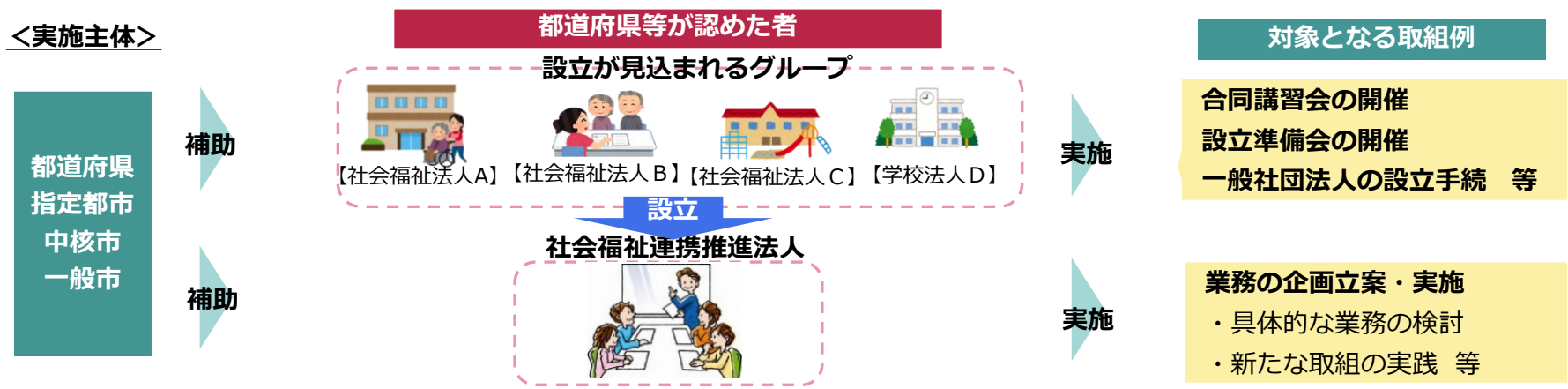
I	II	III	IV	V
			○	

## ③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（具体的な業務の検討・実施。）の支援を強化する。  
 （1回限り、定額補助：100万円以内（現行）→250万円以内に拡充。）

## ④ 施策のスキーム

- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）



## ⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。

## 介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業

### ○ 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

### ○ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う。

### ○ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

#### （1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善

##### ①生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

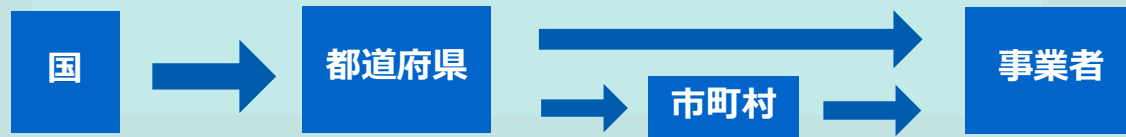
##### ②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

#### （2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

#### 【事業スキーム】



#### 【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

#### 【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県 3 / 4、事業者 1 / 4

(1)②・・・国・都道府県 10 / 10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県 4 / 5、事業者 1 / 5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1) ①、(2)・・・国 4 / 5、都道府県 1 / 5

(1) ②・・・国 9 / 10、都道府県 1 / 10

### ○ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。



# 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

## 1 事業の目的

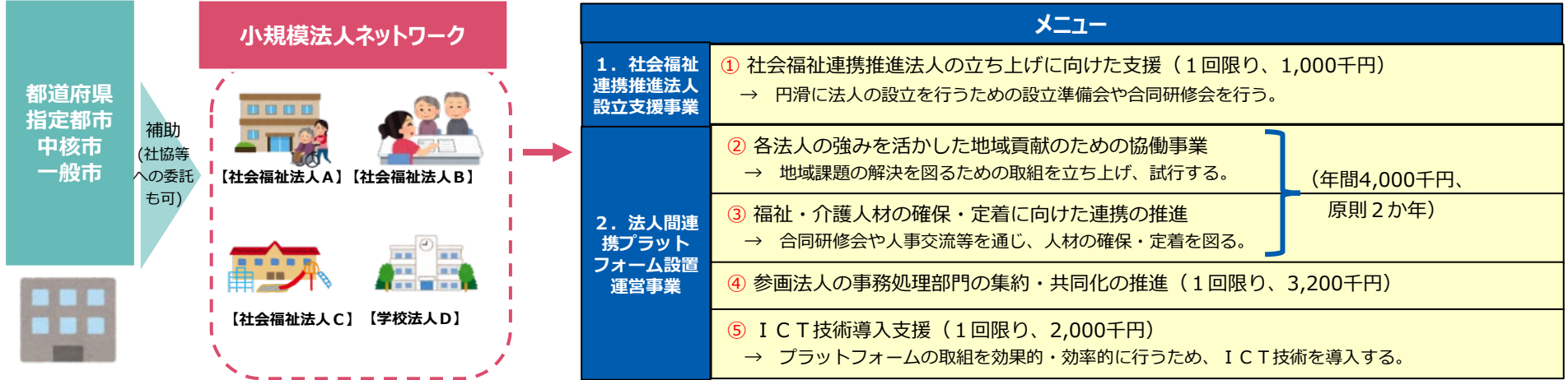
令和6年度当初予算 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4~)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

## 2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



# 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

## ○ 施策の目的

- ・障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

## ○ 施策の概要

- ・小規模な事業所を含む複数の事業所で構成されるグループによる、以下のモデル的取組に対し補助を行い、継続的なグループ化・協働化等の推進に向けたモデル事業を行う。

(必須事業)

共同で事業取り組むための検討会の設置、人材確保に向けた連携（人材募集、採用、共同研修、インターン受入）

(選択事業)

①事務処理部門の集約・共同化 ②協働化等に伴うICT化、請求システム等の一元化 ③協働事業の提案型

## ○ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】

都道府県・指定都市

【補助率】

定額（10／10相当）

【補助上限額】

20,000千円（1グループあたり）

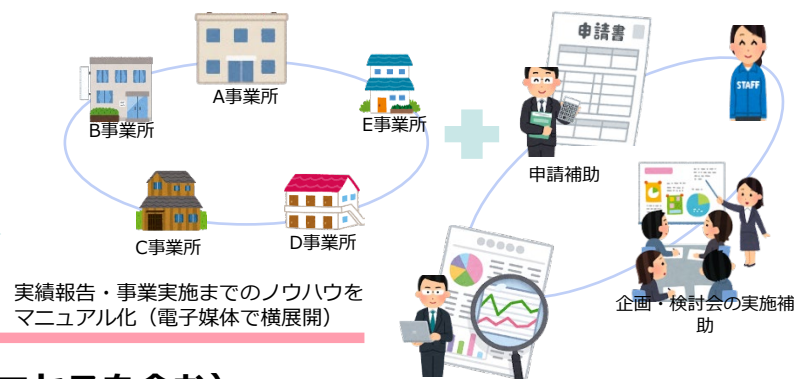
※社会福祉連携推進法人化を目指す場合に加算。

※単独型の場合は10,000千円を上限とする。



モデル的取組の実施

調査研究の実施  
※シンクタンク等の活用



## ○ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

# 手続き負担の軽減に向けた取組状況について

# 介護事業者の合併等に伴う申請等の簡素化の取組について

○介護・障害福祉分野におけるサービス事業者が合併・事業譲渡等を行う際に必要となる手続は、介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法では規定していない。

○介護事業所を運営する法人が吸収合併等する場合の指定申請等の取扱いについては、事務効率化のため、吸収合併等の前後で介護事業所が実質的に継続して運営されると認められる場合は、介護事業所が自治体へ行う手続きの簡素化等が可能としてきたところ。

## 介護事業者の合併等の手続簡素化に向けた取組状況

### 平成13年3月28日（事務連絡）：

A法人がB法人に吸収合併され、吸収合併の日にA法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に申請指定を行う必要があるとした

### 平成29年12月22日（事務連絡）：

介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づき介護サービス事業者の指定や施設の設立認可の際に作成・提出することが義務付けられている項目の一部の簡素化を検討するため、各都道府県・市区町村から意見収集

### 平成30年3月6日（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）：

法人の吸収合併が行われ、介護事業所の職員に変更がない等、吸収合併の前後で介護事業所が実質的に継続して運営されると認められる場合は、当該事業所が自治体へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算など、柔軟に取扱うことが可能とした

### 令和2年8月3日（事務連絡）：

法人の吸収合併に加え、吸収分割、新設合併及び新設分割を行う際にも、吸収分割等後の法人が運営する事業所が指定を受けようとする際に、提出すべき書類については、吸収分割等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ることで足りるものとした。例えば、法人格以外に変更がない場合は、事業所を運営する法人の法人格が変更したことがわかる登記事項証明書等を提出することで差し支えない。



# 介護分野におけるこれまでの指定申請等の様式の統一化・事務負担の軽減の取組について

指定申請等（吸収合併等で必要となる場合も含む）の様式が指定権者により異なり事業者の負担になっているとの意見を受け、負担軽減に向けて検討を行った結果、指定申請等の様式は厚生労働大臣が定めたものに統一、指定申請の手続は、厚生労働省が構築した「電子申請・届出システム」を利用することを原則とした。

## 様式統一化・電子化の取組状況

### 令和元年度：

社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会が設置され、行政手続きにおける文書負担軽減に向けて検討開始

### 令和4年10月：

「電子申請・届出システム」の運用を開始

### 令和5年3月（介護保険法施行規則改正）：

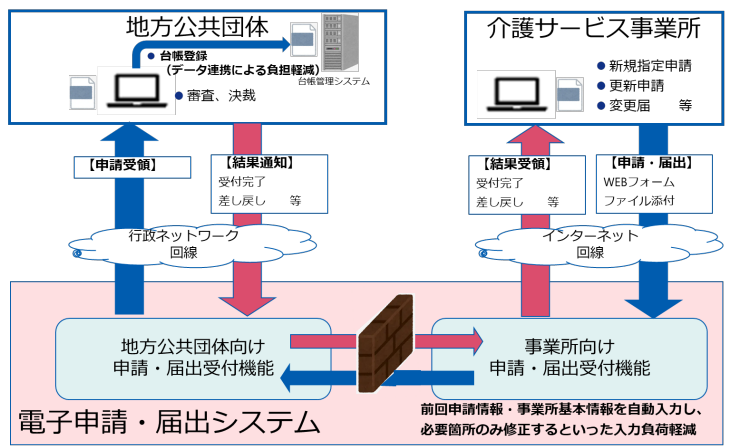
同専門委員会の取りまとめ等を踏まえ、指定申請等の様式は厚生労働大臣が定めるものとする事、指定申請の手続きは原則として厚生労働省が構築した「電子申請・届出システム」を利用することを規定

### 令和5年12月（告示）：

厚生労働大臣が定める指定申請等の様式を告示

### 現在：

令和7年度末までに、1753自治体が「電子申請届出システム」の運用を開始予定と回答（2024年4月10日時点）



【導入スケジュール】

	R5年度				R6年度				R7年度			
	4月	9月	10月	3月	4月	9月	10月	3月	4月	9月	10月	3月
第1期	[Red bar indicating start of implementation]											
第2期	[Red bar indicating start of implementation]											
第3期	参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整	[Red bar indicating start of implementation]									
第4期		参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整	[Red bar indicating start of implementation]								
第5期			参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整	[Red bar indicating start of implementation]							
第6期				参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整	[Red bar indicating start of implementation]						
第7期					参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整	[Red bar indicating start of implementation]					

# 障害福祉分野におけるこれまでの指定申請等の様式の統一化・事務負担の軽減の取組について

指定申請等（吸収合併等で必要となる場合も含む）の様式が指定権者により異なり事業者の負担になっているとの意見を受け、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、下記の取組を行っている。

## 様式統一化・電子化の取組状況

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、事業者の事務負担の軽減・生産性の向上を図る観点から、厚生労働省・こども家庭庁において、**指定申請や加算届出の各文書について標準様式等を作成し、ホームページへ掲載の上、事務連絡を発送し、地方公共団体に対して積極的な活用を促した**とともに、押印・署名の見直し、書類の提出方法の見直し（電子メール等による提出の原則化等）、更新申請時に求める文書の省略など、**手続きの簡素化を促した**ところ。
- 令和6年度は、申請・届出を簡易に行えるよう、**電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けた検討**を行う。

### <標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

- ・ サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。
  - ① 指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
  - ② 付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
  - ③ 添付書類（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）の一覧

# 社会福祉法人が合併、事業譲渡等を実施する 際に必要となる申請手続等の項目等について

# 社会福祉法人が合併（吸収合併）する場合の手続事項について

社会福祉法人の合併における手続事項の全体像は、次のとおり。

法人間調整 (合意形成・契約)	法令手続き (行政等との調整)	関係者調整等 (職員や利用者等との調整)
1 合意形成 2 役員等の検討 3 合併契約書の作成	4 事前開示（合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等） 5 評議員会の承認 6 所轄庁の認可 7 債権者保護手続き 8 合併の登記手続き 9 事後開示（合併に関する書面等の備置き及び閲覧等） 10 会計・税務処理	11 職員の処遇の検討および説明 12 利用者や利用者家族、地域への説明
合併後に必要となる手続き等		
13 規程・システムなどの整備		

※出典：社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」

## 社会福祉法人が合併（吸収合併）する場合の所轄庁の認可手続について

- 社会福祉法人が合併（吸収合併）するには、所轄庁の認可が必要（社会福祉法第50条）。
- 合併認可申請に当たっては、以下の書類を所轄庁に提出する必要がある（社会福祉法施行規則第6条）。なお、合併認可申請書は厚生労働省において様式例を示している。
  - ・ 合併の理由を記載した合併認可申請書
  - ・ 評議員会で合併の承認をしたことを証明する書類
  - ・ 存続法人の定款
  - ・ 消滅法人の財産目録及び貸借対照表
  - ・ 消滅法人の負債を証明する書類
  - ・ （合併後の）存続法人の財産目録
  - ・ （合併後の）存続法人の事業計画書及び収支予算書
  - ・ （合併後の）存続法人の評議員及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
  - ・ 評議員及び役員となる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を示した書類

# 社会福祉法人が合併（吸収合併）する場合の所轄庁の認可手続について

## 合併認可申請書の様式例

様式第4(1) (表 面)

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）

申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
合併後 存続する 法人	理事長の氏名	
	申請年月日	
	合併する理由	
	ふりがな 合併により消滅する 法人の名称	
	主たる事務所の所在地	
合併後 存続する 法人	ふりがな 法人の名称	
	社会福祉 事業	第1種
		第2種
	公益事業	
	収益事業	

様式第4(1) (裏 面)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内 訳								
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債			
		①基本財産	②その他財産							
	円	円	円	円	円	円	円			
合 併 後 存 続 す る 法 人	理 事 監 事 評 議 員 の 別 <sup>※</sup>	氏 名	親 族 等 の 特 殊 関 係 者 の 有 無	役員の資格等（該当に○）				他 の 社 会 福 祉 法 人 の 理 事 長 へ の 就 任 状 況		
				事業経 営 課 員	地域福 祉 関 係	管理 者	事業 課 員		財務管 理 課 員	有 無
引 き 続 き 役 員 等 と な る 者										
新 た に 役 員 等 と な る 者										

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

**【根拠通知】**  
 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号社援2618号老発第794号児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）抄

別紙1 社会福祉法人審査基準  
 第5 その他  
 (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

# 社会福祉法人が事業譲渡等する場合の手続事項について

社会福祉法人の事業譲渡等における手続事項における全体像は、次のとおり。

法人間調整 (合意形成・契約)	法令手続き (行政等との調整)	資産・負債等の 移管手続き	関係者調整等 (職員や利用者等との 調整)
1 調査・検討の準備 2 事前調査 3 事業譲渡等の合意形成	4 事業に係る各種申請 5 定款の変更 6 会計・税務処理	7 資産・負債等の移管	8 人事・労務関連 9 利用者や利用者家族、地域への説明
事業譲渡等の後に必要となる手続き等			
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備			

# 社会福祉法人が事業譲渡等する場合の所轄庁の認可手続について

- 社会福祉法人の事業譲渡等にあたっては、法人が行う事業の変更及び基本財産の増減に伴い、①定款変更、②基本財産の処分に関する手続きが必要となる場合には、それぞれ所轄庁の認可等が必要。（社会福祉法第31条、第45条の36、認可通知）
- ①定款変更にあたっては、以下の書類を所轄庁に提出する必要がある（社会福祉法施行規則第3条）。なお、定款変更認可申請書は厚生労働省において様式例を示している。
  - ・ 定款変更の条項及び理由を記載した定款変更認可申請書
  - ・ 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - ・ 変更後の定款
- （譲受法人のみ）
  - ・ 新たに経営する事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
  - ・ 新たに経営する事業の事業計画書及び収支予算書
- （譲渡法人のみ）
  - ・ 廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類
- ②基本財産の処分にあたっては、法人の定款に従って所轄庁の承認を得る必要があり、以下の書類を所轄庁に提出する必要がある（認可通知）。
  - ・ 基本財産処分承認申請書
  - ・ 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - ・ 財産目録
  - ・ 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書



# 社会福祉法人が事業譲渡等する場合の所轄庁の認可手続について

## 定款変更認可申請書の様式例

様式第2 (表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

様式第2 (裏 面)

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。  
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容及び理由、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

**【根拠通知】**  
 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号社援2618号老発第794号児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）抄

別紙1 社会福祉法人審査基準  
 第5 その他  
 (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

# 社会福祉法人が事業譲渡等する場合の所轄庁の認可手続について

## 基本財産処分承認申請書の様式例

様式第5

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	
申請年月日		
基本財産処分の内容		
基本財産を処分する理由		
処分物件		

(注意)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、賃貸料等)等を記載すること。
- 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- この申請書には、次の書類を添付すること。
  - 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - 財産目録
  - 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。

**【根拠通知】**  
 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号社援2618号老発第794号児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)抄

別紙1 社会福祉法人審査基準  
 第5 その他  
 (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

# 社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」について

- 社会福祉法人が合併・事業譲渡等する際に必要となる、合併にかかる認可手続、事業譲渡等にかかる定款変更認可等手続については、社会福祉法に基づき取り扱われており、ローカルルールについては承知していない。
- 事務負担軽減に向けた取組については、希望する法人が合併・事業譲渡等に円滑に取り組めるよう、令和2年9月に、実務担当者向け「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」」を策定し周知しており、令和6年5月の所轄庁担当者会議においても周知する予定。

**合併・事業譲渡等マニュアル**

目次

<b>第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント</b> .....	<b>5</b>
<b>第2章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組</b> .....	<b>9</b>
2.1 合併・事業譲渡等の課題.....	10
2.2 課題解決のための取組み.....	13
<b>第3章 社会福祉法人における合併の手引き</b> .....	<b>15</b>
3.1 合併におけるポイントと留意事項.....	16
3.2 合併手続きの全体像.....	21
3.3 吸収合併手続きの解説.....	23
1 合意形成.....	24
2 役員等の検討.....	28
3 合併契約書の作成.....	30
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	34
5 評議員会の承認.....	40
6 所轄庁の認可.....	42
7 債権者保護手続き.....	46
8 合併の登記手続き.....	52
9 事後開示 吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	58
10 会計・税務処理.....	62
11 職員の処遇の検討および説明.....	68
12 利用者や利用者家族、地域への説明.....	72
13 規程・システムなどの整備.....	74
3.4 新設合併手続きの解説.....	77
1 合意形成.....	78
2 役員等の検討.....	82
3 合併契約書の作成.....	84
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	88
5 評議員会の承認.....	92
6 定款の作成.....	94
7 所轄庁の認可.....	96
8 債権者保護手続き.....	100
9 合併の登記手続き.....	106
10 事後開示 新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	112

11 会計・税務処理.....	114
12 職員の処遇の検討および説明.....	120
13 利用者や利用者家族、地域への説明.....	124
14 規程・システムなどの整備.....	126
<b>第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き</b> .....	<b>129</b>
4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項.....	130
4.2 事業譲渡等の手続きの全体像.....	139
4.3 事業譲渡等手続きの解説.....	141
1 調査・検討の準備.....	142
2 事前調査.....	146
3 事業譲渡等の契約.....	150
4 事業にかかる各種申請.....	152
5 定款の変更.....	158
6 会計・税務処理.....	162
7 資産・負債等の移管.....	168
8 人事・労務関連.....	172
9 利用者や利用者家族、地域への説明.....	176
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備.....	178